

議事の経過

開議 午前 10 時

○小松文人議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○山崎富貴事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数 14 人、欠席 1 人、出席 13 人であります。欠席の徳久研二議員は、所用のため欠席の届け出があっております。

以上で諸般の報告を終わります。

○小松文人議長 これより日程に入ります。

日程第 1、議案第 94 号「安芸市職員定数条例の一部を改正する条例」から議案第 99 号「市道の路線認定の件」までの 6 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら 6 件について、常任委員会の審査の報告を求めます。

総務文教委員長 尾原進一議員。

○尾原進一総務文教委員長 総務文教委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました議案第 94 号「安芸市職員定数条例の一部を改正する条例」ほか 2 件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る 12 月 11 日、委員全員の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

議案第 94 号「安芸市職員定数条例の一部を改正する条例」につきましては、消防職員として採用後 1 年以内の職員及び公益的法人等に派遣された職員等を定数外とすることができるよう現行条例を改正するものです。

所管課からは、採用後 1 年以内の消防職員については消防学校への入校等によりその年度のほとんどが不在であり、公益的法人等に派遣された職員については所属所に実態として在籍していない状態になるため、これらの職員を定数外とすることができるようにするものとの説明がありました。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第 95 号「安芸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員法第 24 条第 2 項の規定に基づき、人事院勧告の趣旨に沿って、一般職の職員の給料月額、期末勤勉手当の支給率及び宿日直手当を改正するものです。

所管課からは、一般職の職員の給料を給料表ベースで 0.2%、在職者ベースで平均 0.18%、勤勉手当を 0.05 月分引き上げるもので、平成 30 年度分から適用するとの説明がありました。

所管課からの説明に対し、委員からは、安芸市の職員給与は他市と比べ、どのような状況かとの質問があり、所管課からは、ラスパイレス指数で比較すると安芸市の給与水準は県内の市では 2 番目に低い水準になっているとの答弁がありました。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第 96 号「安芸市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、耐用年数が経過し、老朽化した市営住宅について、用途を廃止するものです。

所管課からは、当該住宅は現在入居者もなく、用途廃止後取り壊しを予定しているとの説明がありました。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されております条例案の審査報告を終わります。

○小松文人議長 産業厚生委員長 山下正浩議員。

○山下正浩産業厚生委員長 産業厚生委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案第 97 号「安芸市土佐ジロー加工場条例を廃止する条例」ほか 2 件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る 12 月 12 日、委員 6 人の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

まず、議案第 97 号「安芸市土佐ジロー加工場条例を廃止する条例」と議案第 98 号「安芸市土佐ジロー加工場の指定管理者の指定期間の変更に関する件」についてであります。

これら 2 件は、畑山の安芸市土佐ジロー加工場について、土地使用貸借契約の期間満了に伴い、施設を除却し用地を返還するため、行政財産としての用途を平成 31 年 4 月 1 日付けで廃止し、あわせて現行の指定管理者の指定期間を「平成 31 年 3 月 31 日まで」に変更するものであります。

委員からは「土地所有者に用地を返還する場合、上の建物の除却費用はどうするのか」、「生産者は今後どうやって加工処理していくのか」との質問があり、所管課からは「来年度予算に建物の除却費用を計上し、原状回復後返還予定である。新しい加工場については、現在の指定管理者の一員であるはたやま夢楽がクラウドファンディングや金融機関からの借入れを利用して、自己所有地に既に建設中であり、来年 3 月末までには完成予定である」との説明がありました。

別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして議案第 99 号「市道の路線認定の件」についてであります。

本件は、南国安芸道路の工事用道路として建設予定の路線について、南国安芸道路完成後には市道として供する予定であることから、市道「塩屋南線」として認定しようとするものであります。

所管課からの説明に対し委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生委員会の審査報告を終わります。

○小松文人議長 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第 94 号「安芸市職員定数条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 95 号「安芸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 96 号「安芸市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 97 号「安芸市土佐ジロー加工場条例を廃止する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 98 号「安芸市土佐ジロー加工場の指定管理者の指定期間の変更に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 99 号「市道の路線認定の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。